

鹿沼市学校給食共同調理場条例の一部改正について

次のように改める。

令和 7 年 11 月 26 日提出

鹿沼市長 松井 正一

鹿沼市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

鹿沼市学校給食共同調理場条例（昭和 53 年鹿沼市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表鹿沼市立津田小学校北犬飼地区学校給食共同調理場の項中

「同 石川小学校	「同 石川小学校
同 北犬飼中学校」	を 同 池ノ森小学校 に改める。
	同 北犬飼中学校」

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。